

グローバルデータ保護ポリシー

最終改訂：2026年4月

前文

コーニング¹は、特殊ガラスおよびセラミックスの世界的リーダーです。当社は、家庭用電化製品、モバイル排ガス制御、電気通信、ライフサイエンス向けのハイテクシステムを可能にするキーストーンコンポーネントを製造および製造しています。当社は、事業運営を行う際、² 当社の従業員、応募者、臨時従業員、顧客、サプライヤー、その他のビジネスパートナーに関する関連する個人データを収集し、処理します。

本ポリシー(以下「本ポリシー」)は、個人データの保護に関するコーニングのコミットメントを定めたものです。最高レベルの個人データ保護を確保するために、コーニングはEU一般データ保護規則「GDPR」によって提供される基準に準拠しています。

さらに、コーニングは、コーニンググループ内で転送される個人データが確実に保護されることを保証するために、一連の拘束的企業準則(「BCR」)を導入しています。BCRの実施により、³ CORNING EU事業体から世界各地に所在する他のコーニング事業体への個人データ転送に対して、適切なレベルの保護が提供されます。BCRの原則は、GDPRとも整合しています。BCRは、グループ内での個人データの国際転送を正当化するだけでなく、コーニングが世界中のデータ保護コンプライアンスに一貫した効果的なアプローチを適用することを可能にします。コーニングは、BCRをグローバルに適用し、コーニングが個人データを処理するすべての場合に適用します。BCRの詳細については、以下をご覧ください。

<http://www.corning.com/worldwide/en/privacy-policy/binding-corporate-rules.html>

¹ 「コーニング」(または「当社」)とは、米国ニューヨーク州コーニングに本社を置くニューヨークの法人であるコーニングインコーポレイティッド、およびコーニングインコーポレイティッドが直接的または間接的に所有または管理する世界中のすべての子会社を意味します。本書で使用されるように、事業体の所有権または支配権は、当該事業体の取締役、マネージャー、ゼネラルパートナー、または同様の役員の選挙または任命のための議決権またはその他の同様の権限の50%を超える株式またはその他の利益の直接的または間接的な所有権を必要とします。この集合的な企業グループは、本書では「コーニンググループ」と呼ばれることもあります。

² 「個人データ」とは、識別された、または識別可能な自然人(「データ主体」)に関連する情報を意味するものとします。識別可能な人物とは、直接的または間接的に、特に識別番号、または身体的、生理学的、精神的、経済的、文化的、社会的アイデンティティに固有の1つ以上の要素を参照することによって識別できる人です。識別された、または識別可能な法人に関する情報も保護する国内データ保護法が適用される場合、「個人データ」という用語にはそのような情報も含まれるものとします。

³ 「データ転送」とは、ある事業体から別の事業体への個人データの移転を意味するものとします。転送は、データベースへのリモートアクセスや、メディアの種類(たとえば、コンピューターのハードディスクからサーバーへの転送)に関係なく、データベースへのリモートアクセスやメディアから別のメディアへの転送など、ネットワークを介した個人データの通信、コピー、転送、または開示を介して実行できます。

また、コーニングは、データ保護ポリシーと手順の採用、従業員トレーニング、およびデータ保護基準の遵守を定期的に監視するプログラムを通じて、グローバルなデータ保護コンプライアンスを促進するために、プライバシーオフィス(「コーニングプライバシーオフィス」または「CPO」と呼ばれる)を設立しました。

コーニングは、本ポリシーをすべてのデータ主体が容易に利用できるようにすることを約束します。この目的のために、本ポリシーの最新版は、コーニングのイントラネットおよびコーニングの外部ウェブサイトに掲載されています。

一. 本ポリシーの目的

本ポリシーの目的は次のとおりです。

- 一. コーニングが個人データを処理する際に適用する基準を説明するため
- 二. 個人データ保護に関してコーニングがグループとして実施しているガバナンス活動を説明するため。
- 三. 個人データが処理されるデータ主体の権利と、それらの権利を行使する方法を概説するため。

二. ポリシーの適用範囲

本ポリシーは⁴、コーニングの事業体によって、またはコーニングの事業体に代わって行われるすべての個人データの処理に、当該個人データの形式(電子記録、紙ファイル、ビデオ録画など)にかかわらず適用されます。

コーニングの事業体、コーニングのすべての従業員、および臨時従業員は、本ポリシーを遵守する必要があります。GDPRに加えて、コーニングの各事業体は、適用される現地のデータ保護要件を遵守しています。

さらに、⁵ コーニングから、またはコーニングに代わって個人データを委託されたすべてのサプライヤーおよび該当する範囲では第三者は、少なくとも本ポリシーに含まれるものと同等の個人データ保護基準の十分な保証を提供しなければなりません。⁶

三. 通則

コーニングは、BCRおよび本ポリシーに定められた原則に従って、従業員、応募者

⁴ 「処理」とは、収集、記録、整理、構造化、保存、適応または変更、検索、参照、使用、送信による開示、配布またはその他の方法で利用可能にすること、調整または組み合わせ、制限、消去または破壊など、自動化された手段によるかどうかにかかわらず、個人データに対して実行される操作を意味します。

⁵ 「サプライヤー」とは、コーニングが処理者の大半を指すために使用する用語を意味します。サプライヤーとは、契約に基づき、給与計算プロバイダーなど、コーニングの指示に従って個人データを処理する可能性のある事業体です。

⁶ 「第三者」とは、データ主体、管理者、処理者、および管理者または処理者の直接の権限の下でデータを処理する権限を与えられた者以外の自然人または法人、公的機関、機関、または団体を意味するものとします。

、臨時従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、およびコーニングがやり取りするその他の人々から委託された個人データを保護および保護することを約束します。

コーニングのデータ保護慣行およびプログラムは、コーニングの価値観および適用される法律および規制に沿ったものです。コーニングは、サプライヤーおよびビジネスパートナーに対し、委託された個人データについて、コーニングのBCRおよび本ポリシーに詳述されているものと少なくとも同程度の厳格なデータ保護慣行を遵守することを要求します。

四. データ保護の原則

個人データ処理の法的根拠

コーニングは、以下の場合に限り、個人データを収集および処理します。

- データ主体が⁷、1つ以上の特定の目的のために個人データを処理することに同意した場合。
- 処理は、データ主体が当事者である契約の履行のため、または契約を締結する前にデータ主体の要求に応じて措置を講じるために必要です。又は
- 処理は、コーニングの法的義務を遵守するために必要です。又は
- 処理は、データ主体または他の自然人の重大な利益を保護するために必要です。又は
- 処理は、公共の利益のために実行されるタスクの遂行、またはコーニングまたは個人データが開示される第三者に付与された公的権限の行使に必要です。又は
- 処理は、管理者として行動するコーニング⁸、または個人データが開示される第三者が追求する正当な利益のために必要ですが、特にデータ主体が子供である場合に、そのような利益が保護を必要とするデータ主体の基本的権利および自由の利益に優先される場合を除きます。

特別なカテゴリーの個人データを処理するための法的根拠⁹

コーニングは、以下の場合を除き、特別なカテゴリーの個人データを処理しません。

- データ主体は、これらの個人データの処理に明確に同意しています(適用法で禁止されている場合を除く)。又は
- 本処理は、雇用法の分野において管理者として行動するコーニング事業体の義務および特定の権利を履行する目的で、連邦法または国内法、または適切な保護措置を規定する労働協約によって認められている限りにおいて必要で

⁷ 本ポリシーで特に定義されていないすべての大文字の用語は、GDPRで定義される意味を持ちます。

⁸ 「管理者」とは、個人データの処理の目的と手段を単独または他者と共同で決定する自然人または法人、公的機関、機関、またはその他の団体を意味するものとします。

⁹ 「特別な種類の個人データ」とは、人種または民族的出身、政治的意見、宗教的または哲学的信念、または労働組合への加入、遺伝データ、生体認証データ、健康に関するデータ、自然人の性生活または性的指向に関するデータを明らかにする個人データを意味します。

す。又は

- 処理は、データ主体またはデータ主体が物理的または法的に同意を与えることができない場合に、データ主体または他の人の重大な利益を保護するために必要です。又は
- 個人データの処理は、法的請求の確立、行使、または弁護に必要です。又は
- 処理は、データ主体によって明示的に公開されている特別なカテゴリの個人データに関連しています。又は
- 処理は、実質的な公共の利益のために必要です。
- 処理は、従業員の労働能力の評価に必要です。
- 処理は、公共の利益のためのアーカイブ目的、科学的または歴史的研究目的、または統計目的に必要です。

コーニングは、犯罪、刑事上の有罪判決、またはセキュリティ対策に関連する個人データを処理する場合があります。その場合、個人データのそのような処理は、該当する場合は公的機関の管理下でのみ、適用される国内法の下で提供される特定の保護措置に従って行われるものとします。さらに、現地のデータ保護法により、国民識別番号の処理に特定の制限が設けられている場合があります。

目的の制限

コーニングは、特定の明示的かつ合法的な目的のために個人データを処理し、それらの目的と両立しない方法で個人データを処理することはありません。コーニングは、データ主体の事前の同意が得られているかどうかを確認せずに、さらなる目的で個人データを処理することはありません。処理が法的義務に基づいている場合。または、新しい処理目的が、個人データが最初に収集および処理された目的と互換性があると見なされます。

データ品質と最小化

コーニングは、正当な事業上の利益に必要な範囲で、個人の権利を考慮して、公正かつ合法的な方法で個人データを収集および処理します。

コーニングは、個人データの収集を、その事業目的に適切かつ必要なものに限定します。個人データを処理する場合、コーニングは、個人データが収集および/またはさらなる処理の目的に関連して適切で、関連性があり、過度ではないことを保証します。特定の目的のために収集される個人データの具体的な種類は、収集の理由および適用される規制によって異なる場合があります。コーニングが、意図された収集目的に対して過剰または無関係な個人データ、またはデータ主体に提供された情報の範囲を超える個人データを受け取った場合、コーニングは、必要に応じて、送信者からの個人データの将来の過度または無関係な送信を防止するための措置を講じるものとし、無関係または過剰な個人データがそれ以上処理されないように合理的な手段(破棄など)を使用するものとします。

正確で最新

コーニングは、処理する個人データが正確であり、必要に応じて修正され、最新の

状態に保たれるよう、適切な措置を講じます。コーニングは、必要に応じて、収集された目的またはさらに処理された目的に関して、不正確または不完全な個人データが消去または修正されることを保証するための措置を講じるものとします。データ主体は、以下の関連セクションに記載されているコーニングの連絡先に連絡することができます。また、可能な場合、コーニングは、個人データへのアクセス、修正、および/または更新のための自動化された手段を個人に提供します。

適切なデータ保持

コーニングは、法的小および事業上の保持要件に従って、個人データを識別可能な形式で保持し、収集および処理された目的に関連しなくなった個人データは保存しません。特に、コーニングは、(i)個人データが収集された目的に照らして不要になった場合、および/または(ii)適用法で認められている最大保持期間(存在する場合)が経過した場合に、個人データを破棄するための合理的な措置を講じます。

自動化された個人の意思決定

コーニングは、すべてのデータ主体が、自分に関する法的効果をもたらす、または重大な影響を与える決定の対象とならない権利を有し、適用されるデータ保護規則で規定されている条件で、自分に関連する特定の個人的側面を評価することを目的としたプロファイリングを含む、個人データの自動処理のみに基づく決定の対象とならない権利を有することを保証するために適切な措置を講じます(すなわち、ただし、データ主体とコーニングとの間の契約の締結または履行に必要な場合、またはコーニングが従う適用データ保護法によって承認されている場合、またはデータ主体の明示的な同意に基づく場合を除きます)。

自動化された個別意思決定を支援するためにAI/MLシステムが導入される場合、Corningは、当社のAI/MLポリシーに従い、適切なリスク評価、透明性確保のための措置、およびデータ主体の権利保護策を実施します。Corningは、EU AI法を含む(ただしこれに限定されない)、適用されるAIガバナンス関連の法令を遵守することに尽力します。

透明性と情報の権利

透明性の原則に従い、コーニングは、データ主体に提供される情報が、データ主体にとって理解しやすく、アクセス可能であることを保証します。情報は、明確で平易な言葉を使用して、簡潔でアクセスしやすい形式で提示されます。

コーニングは、データ主体がすでに持っている情報を除き、データ主体に少なくとも以下の情報を提供します。

- 管理者および管理者の代表者(存在する場合)の身元と連絡先の詳細、および該当する場合は、管理者がEEA外に拠点を置く場所。
- データ保護責任者に準拠して任命された)の連絡先の詳細。
- 個人データが意図されている処理の目的、および処理の法的根拠。
- 処理が正当な利益に基づいている場合、管理者または第三者が追求する正当

な利益

- 10 個人データの受領者または受領者のカテゴリ、該当する場合は、第三国への個人データの移転、および関連する保護措置の詳細(欧州委員会による十分性認定の有無、およびそれらのコピーを入手する手段、またはそれらが利用可能になっている場合を含む)
- 次のような追加情報:
 - 個人データが保存される期間、またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用される基準。
 - 個人データの提供が法定または契約に基づくかどうか、データ主体が個人データを提供する義務があるかどうか、およびそのようなデータを提供しなかった場合に起こりうる結果。
 - プロファイリングを含む自動化された個人の意思決定(存在する場合)の存在(関連するロジックに関する有意義な情報を含む)、およびデータ主体にとってのそのような処理の重要性と潜在的な結果。
 - データ主体に関する個人データへのアクセス、修正または削除、処理の制限を管理者に要求する権利、または処理に異議を唱える権利、および個人データのデータポータビリティの権利の存在。
 - 処理が同意に基づいている場合、撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響を与えることなく、いつでも同意を撤回する権利の存在。
 - データ保護規則に違反した場合に¹¹ 監督当局に苦情を申し立てる権利

さらに、BCRに基づくコーニングのコミットメントに従い、コーニングは、情報通知において、データ主体が個人データの処理に関連して損害を被った場合、データ主体は、管轄裁判所または監督当局によって命じられるか、または内部苦情メカニズムに従って決定されたとおりに、救済を受ける権利があり、必要に応じて補償を受ける権利があることをデータ主体に通知します。使用する場合。

個人データがデータ主体から直接取得されていない場合、コーニングは、関連する個人データのカテゴリ、および個人データの出所に関する情報、および該当する場合は、公的にアクセス可能なソースからのものであるかどうかに関する情報もデータ主体に提供します。そのような場合、上記の情報が提供されます。

- 一. 個人データの取得後、遅くとも1か月以内に、個人データが処理される特定の状況を考慮して、合理的な期間内。
- 二. 個人データがデータ主体との通信に使用される場合、遅くともそのデータ主体への最初の通信時。又は
- 三. または、第三者への開示が予定されている場合は、個人データが最初に開示さ

¹⁰ 「受領者」とは、第三者であるかどうかにかかわらず、データが開示される自然人または法人、公的機関、機関、またはその他の団体を意味するものとします。ただし、特定の調査の枠組みでデータを受け取る可能性のある当局は、受信者とは見なされないものとします。

¹¹ 「監督当局」とは、(i)その管轄区域内の個人データの処理の監視、(ii)個人データの処理に関する立法および行政措置に関する所轄官庁への助言の提供、および(iii)データ保護権の保護に関してデータ主体が申し立てた苦情の審理を担当する独立機関を意味するものとします。

れた時点までに。

データ主体に通知する義務は、(i)データ主体がすでに情報を持っている場合には適用されません。または(ii)不釣り合いな努力を伴う。(iii)そのような個人データの記録または開示は、管理者が従うべき法律によって明示的に要求され、データ主体の正当な利益を保護するための適切な措置を提供します。(iv)法定の秘密保持義務を含む、EU法または国内法によって規制されている職業上の秘密保持義務に従って、個人データを機密に留めておく必要がある場合。

アクセス権、修正権、削除権、処理制限権、処理に異議を唱える権利、データポータビリティ権

コーニングは、データ主体の権利に関する要求を受け付け、これに対応するた

めの適切な手段を実施します。各データ主体は、以下の権利を有します。

- コーニングから、制約なく、合理的な間隔で、過度の遅延や費用をかけずに、該当する場合は国内法に従って入手すること。
 - データ主体に関連する個人データが処理されているかどうかの確認、
 - その場合、少なくとも処理の目的、関係するデータのカテゴリ、および個人データが開示される受信者または受信者のカテゴリに関する情報。可能な場合は、個人データが保存される予定の期間、または不可能な場合はその期間を決定するために使用される基準、データ主体に関する個人データの修正または削除、または個人データの処理の制限をコーニングに要求する権利、またはそのような処理に異議を唱える権利の存在、監督当局に苦情を申し立てる権利、その情報源に関する入手可能な情報(個人データがデータ主体から収集されていない場合)。プロファイリングを含む自動化された意思決定の存在、および少なくとも、関連するロジックに関する有意義な情報、およびデータ主体にとってのそのような処理の重要性と起こりうる結果。
 - 個人データが第三国に転送される場合¹²、転送に使用される適切な保護措置に関する情報。処理中の個人データおよびそのソースに関する入手可能な情報を分かりやすい形式でのデータ主体への通信。
- コーニングから不当な遅滞なく、コーニングから、彼または彼女に関する不正確な個人データの訂正および削除、個人データの削除または処理の制限を取得すること。
- データポータビリティの権利を行使し、コーニングに提供したお客様に関する個人データを、構造化され、一般的に使用され、機械で読み取り可能な形式で受け取る権利をコーニングから取得すること。
- データ主体の特定の状況に関連するやむを得ない正当な理由に基づき、個人データの処理に異議を唱える権利(処理がコーニングの正当な利益に基づく場

¹² 「第三国」とは、欧州経済領域(EEA)外に所在する国を意味します。

合)。

- 処理のいつでも、正当な理由を述べることなく、ダイレクトマーケティング(そのようなダイレクトマーケティングに関連する範囲でのプロファイリングを含む)を目的とした個人データの処理に異議を唱えること。

コーニングは、データ主体に対して、コーニングが保持する個人データへのアクセス、修正、削除の権利、ならびに個人データの処理に異議を唱える権利、処理の制限を受ける権利、またはデータポータビリティを取得する権利を提供することに関連する役割と責任を説明する手順を定めています。

データ主体は、任命されたデータ保護責任者(「ADPO」)または地域のプライバシー連絡先(「LPC」)、またはその他のビジネス機能の代表者に、現地レベルで privacy@corning.com に、郵便、直接、電話、または電子メールで要求を提出することができます。

データ主体は、コーニングが要求に回答できるようにするために、氏名、電子メールまたは住所、および身元を確認するために必要なその他の必要な情報について、必要な識別データをコーニングに通知する必要があります。

コーニングは、特にその数、または反復的かつ体系的な性質から見て、明らかに過剰な要求に異議を唱える場合があります。

苦情を申し立てる権利。 また、データ主体は、コーニングが適用される個人データ保護規制に準拠していないと疑う場合、監督当局に苦情を申し立てる権利も有します。

セキュリティと機密性

コーニングは、収集および保持する個人データの機密を保持し、不正または違法な開示またはアクセス、偶発的な損失、破壊、改ざんまたは損傷から保護するために、最新技術および実装コストを考慮して、適切かつ商業的に合理的な技術的および組織的なセキュリティ対策を講じています。これらの措置は、適用されるデータ保護法に含まれるセキュリティ要件と一致する方法で、処理に内在するリスクおよび保護される個人データの性質に関して、適切なレベルのセキュリティを確保することを目的としています。

コーニングは、個人データへのアクセスを許されたサプライヤーが、少なくともコーニングが適用するのと同程度の厳格なセキュリティ対策を講じるよう、適切な措置を講じます。

個人データ侵害の通知

個人データ侵害¹³ は、特定の状況下で、管轄の監督当局および影響を受けるデータ主体への通知制度の対象となります。

コーニングは、この義務に応えるための適切な手段が講じられていることを保証し

¹³ 「個人データ侵害」とは、送信、保存、またはその他の方法で処理された個人データの偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示、またはアクセスにつながるセキュリティ違反を意味します。

ます。特に、コーニングの従業員は、個人データ侵害(個人データを含む機器の紛失または損傷を含む)の疑いまたは実際の行為を、[_privacy@corning.com](mailto:privacy@corning.com) または関連するADPOまたはLPCに報告するものとします。コーニングのプライバシーオフィスは、コーニングのその他の関連する利害関係者との個人データ侵害を不当な遅滞なく処理します。

コーニンググループ内外への個人データの転送

コーニングは、世界中に法人を持ち、国境を越えた事業、ITシステム、管理構造、プロセスを持つグローバル組織です。そのため、コーニングは、個人データを、最初に提供された国と同じ国または国以外の国にある他のコーニングの事業体、サプライヤー、または第三者に転送したり、他の国でホストされている、または他の国からアクセス可能なデータベースに個人データを保存したりする必要があることがよくあります。コーニングは、特に欧州経済領域(EEA)外に所在するコーニングの事業体への個人データの移転に関して、効果的なレベルのデータ保護を確保するために、EU法で規定されている原則、規則、およびツールのシステムであるBCRを採用しています。具体的には、次のようになります。

- ▶ コーニング事業体への移転:あるコーニング事業体から別のコーニング事業体への個人データの移転は、移転が具体的かつ合法的な事業目的に基づいており、受領事業体の本ポリシー、BCR、および移転およびその後の処理(転送を含む)に適用されるより厳格な現地法の遵守を保証する場合にのみ許可されるものとします。BCRに規定されているように、コーニングの事業体が、別のコーニングの事業体が、その代理として個人データの処理を請け負うことを要求した場合、処理サービスを受けるコーニングの事業体は、実施される処理を管理する技術的および組織的なセキュリティ対策に関して十分な保証を提供する別のコーニングの事業体を選択し、それらの措置の遵守を確保しなければならないものとします。BCRに拘束されるコーニング事業体は¹⁴、他のコーニング事業体に代わって処理者として行動する場合、特に、個人データを移転するコーニング事業体が提供する指示に従い、偶発的または違法な破壊または偶発的な破壊から個人データを十分に保護するために技術的および組織的なセキュリティ対策を実施するために、BCRに含まれるすべての保護措置を遵守することを約束します。特定のデータ処理契約による紛失、改ざん、不正な開示、またはアクセス。さらに、共同管理者として行動する2つのコーニング事業体間で移転が行われる場合¹⁵、GDPRに基づく義務の遵守、特にデータ主体の権利の行使に関するそれぞれの責任を規定する書面による契約が締結されます。
- ▶ コーニンググループ以外の事業体への移転:
 - サプライヤー:コーニングは、サプライヤーがコーニングの指示に従って個人

¹⁴ 「処理者」とは、管理者に代わって個人データを処理する自然人または法人、公的機関、機関、またはその他の団体を意味するものとします。

¹⁵ 処理の目的と手段を共同で決定する2人以上の管理者。

データを処理し、適切なレベルの保護を確保するために適切なセキュリティおよび機密保持対策を設定および維持することを確実にするために、サプライヤーと適切な書面による契約を締結したか、または締結する予定です。さらに、コーニングは、当該サプライヤーに対し、(i)本ポリシーに含まれる基準と少なくとも同等の基準、および(ii)適用されるデータ保護法、特に個人データの移転および第三者への移転に適用されるデータ保護法をサプライヤーが遵守していることを十分に保証することを要求します。かかるサプライヤーは、適用されるサービス契約で指定されたサービスを実行する目的でのみ、個人データにアクセスできます。コーニングの事業体は、サプライヤーがこれらの義務を遵守していないと結論付けた場合、速やかに適切な措置を講じます。さらに、コーニングは、サプライヤーが関連するEUデータ保護要件に従って個人データを保護するための適切なプライバシーおよびセキュリティ管理を採用していない限り(例えば、サプライヤーが適切なレベルの個人データ保護を提供していない国に所在している場合、サプライヤーが承認したEU標準契約条項がサプライヤーと締結されていることを確認するなど)、EU域外のサプライヤーに個人データを転送しません(データ)。さらに、共同管理者との関係(存在する場合)については、GDPRに準拠して、コーニングが外部の共同管理者と書面による契約を締結します。

- 第三者:コーニングの事業体は、特定の個人データを第三者に開示するよう求められる場合があります。特に、適用法を遵守するため(税務当局への給与データの開示など)、またはデータ主体の健康または安全が危険にさらされている場合(事故の場合など)に、このような開示が必要になる場合があります。また、コーニングは、その法的権利を保護するため(訴訟などにおいて)個人データを開示することがあります。

アカウントビリティ

本ポリシーに定める原則の遵守を実証するために、コーニングは以下の措置を実施しています。

一) 処理活動の記録

コーニングは、個人データに関する処理活動の内部記録を保持し¹⁶ています。これらの記録は、調査の目的で管轄の監督当局が利用できる必要があります。

二) 設計上およびデフォルトのデータ保護

コーニングは、データ保護の原則を効果的に実施し、データ保護要件を満たし、データ主体の権利を保護するために、処理手段の決定時および処理自体の時点で、データ保護の原則を効果的に実施し、必要な保護手段を処理に統合するように設計された適切な技術的および組織的措置を実施する必要があります。

¹⁶ GDPR第30条を参照してください。

さらに、コーニングは、処理の各特定の目的に必要な個人データのみがデフォルトで処理されることを保証するために、適切な技術的および組織的対策を講じる必要があります。この規則は、収集される個人データの量、保存期間、およびアクセス可能性に適用されます。

三) データ保護影響評価

コーニングは、処理がデータ主体の権利と自由に高いリスクをもたらす可能性がある場合に、データ保護影響評価(DPIA)を実施します¹⁷。DPIAは、処理アクティビティを評価して、処理がデータ主体の権利と自由に与える可能性のある影響を特定し、その影響を管理するための推奨事項を設定します。

五. 本ポリシーを遵守するために実施されるコミットメントと手段

コーニングは、グローバル・チーフ・プライバシー・オフィサー(GCPO)、リージョナル・データ・プライバシー・マネージャー、任命されたデータ保護オフィサー(GDPRおよび/または適用されるデータ保護法に従って必要な場合)、および地域のプライバシー連絡先で構成されるコーニング・プライバシー・オフィス(以下「CPO」)を設立しました。CPOは、コーニンググループレベルで、本ポリシーおよびBCRの遵守、ならびに本ポリシーおよびBCRならびに関連するポリシーおよび手順の必要な進展を開始および調整する責任を負います。また、コーニングは、本ポリシーの遵守状況を定期的に監視し、コーニングの事業体および従業員が、処理される個人データに適用されるBCR、法律、要件、および契約上の合意を確実に遵守するためのプログラムを維持しています。

このようなプログラムには、コーニングのポリシーとBCRが正確で、包括的で、目立つように表示され、完全に実施され、アクセス可能であることを確認するための定期的なトレーニングと監査が含まれます。コーニングは、データ保護の問題に対する従業員の意識を高めるためのトレーニングプログラムを実施しています。個人データを収集、処理、またはアクセスする新入社員および臨時従業員は、データ保護トレーニングプログラムを完了する必要があります。さらに、個人データを収集、処理、またはアクセスするすべての従業員は、定期的にそのようなプログラムを完了する必要があります。

さらに、データ保護コンプライアンスレビューは、本ポリシー、BCR、およびその他すべての関連するポリシー、手順、またはガイドラインが更新され、適用されることを確認するために、社内外のチームによって定期的に実施されます。

六. 請求処理と執行のメカニズム

コーニングの事業体は、本ポリシーまたはBCRに反する方法で個人データがアクセス、処理、または使用された場合、適用法に従って、懲戒処分を含む適切な是正措置を講じます。

¹⁷ GDPR第35条。

データ主体は、個人データがBCRまたは本ポリシーと互換性のない方法で処理されているという点で、BCRまたは本ポリシーの違反があったと考える場合、以下に説明するように苦情を申し立てることができます。

コーニングは、データ主体から受け取ったデータ保護に関する苦情の処理、およびデータ保護に関する苦情の受理、文書化、調査、および対応について、役割と責任を説明する手順を定めています。

Corning.com には、データ主体が苦情を申し立てることができる実用的なツールがあり、これには以下の少なくとも1つが含まれます。

- 苦情フォームへのWebリンク、
- メールアドレス、電話番号、または住所。

従業員から提出されたデータ保護に関する苦情

コーニングの従業員は、コーニングのイントラネットおよび外部向けのコーニングのウェブサイトにあるデータ保護苦情フォームからデータ保護に関する苦情を提出することができます。データ保護苦情フォームに記入した後、フォームは次の方法で送信できます。

- privacy@corning.com のCPOメールボックスへのメール
- 電子メール、郵便、または任命されたデータ保護責任者、地域のプライバシー連絡先、人事、営業、マーケティング、グローバル供給管理、財務、健康と安全の各部門、およびその他の必要なビジネス機能に直接配達します

他のデータ主体(臨時従業員、サプライヤー、顧客など)から提出されたデータ保護に関する苦情

その他のデータ主体は、外部向けのコーニングウェブサイトにあるデータ保護苦情フォームを通じて、データ保護に関する苦情を提出することができます。データ保護苦情フォームに記入した後、フォームは次の方法で送信できます。

- 電子メール、郵便、または任命されたデータ保護責任者または地域のプライバシー連絡先、カスタマーサービス担当者、GSM担当者、または販売およびマーケティング担当者に直接配達する
- privacy@corning.com のCPOメールボックスへのメール

苦情が登録されると、合理的な期間内(つまり、要求の受領から1か月以内、要求の複雑さと数を考慮して必要に応じてさらに2か月延長)に確認され、処理されます。コーニングは、該当する場合、データ主体に当該延長を通知します。

データ主体がコーニングの回答に満足できない場合、またはデータ主体が利用可能な内部苦情メカニズムを回避することを希望する場合、データ主体は、関連する監督当局に苦情を申し立て¹⁸る権利、および/または管轄区域に償還請求を求める権利を有します¹⁹。

¹⁸ GDPRが適用される場合、データ主体の常居所地のEU加盟国、その勤務地または侵害の疑いのある場所。

¹⁹ GDPRが適用される場合、ローカルデータ管理者が施設を有する加盟国、またはデータ主体が常居所

七. コーニングの窓口

本ポリシーに関するご質問、苦情、または要求(アクセス、異議申し立て、修正要求など)については、次のCPOに連絡することをお勧めします。

Corning Privacy Office
One Riverfront Plaza
MP-HQ-01-E06
Corning, NY 14831
(607) 974-9000
Privacy@corning.com

お客様がコーニングの従業員である場合、お客様は、お客様の拠点または事業部が任命したデータ保護責任者(存在する場合)、または地域のプライバシー連絡先、または人事部が指定する連絡先に連絡することもできます。

八. 改正

本ポリシーは、随時変更されることがあります。本方針の最新版は、イントラネットおよび外部ウェブサイトに掲載するほか、必要に応じて従業員に配布(ハードコピーまたは電子版)することもあります。

を有する加盟国の裁判所。